

京都市告示第 605号

道路法第8条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和8年1月15日

京都市長 松井孝治

整理番号	路線名	起終点	重要な経過地
1	伏見西部第五経9号線	伏見区横大路六反畠20番地地先 同区横大路神宮寺10番地、10番地の1合地地先	
2	伏見西部第五緯7号線	伏見区横大路北ノ口町46番地の1地先 同町36番地地先	
3	伏見西部第五緯8号線	伏見区横大路六反畠24番地地先 同町25番地地先	
4	伏見西部第五緯9号線	伏見区横大路神宮寺5番地地先 同区横大路西海道23番地の2地先	
5	嵯峨経263号線	右京区北嵯峨氣比社町9番地の5地先 同町9番地の1地先	
6	嵯峨経264号線	右京区嵯峨石ヶ坪町1番地の115地先 同町48番地地先	
7	嵯峨経265号線	右京区嵯峨蜻蛉尻町21番地の8地先 同町21番地の14地先	
8	八条経5の1号線	下京区薬園町174番地の36地先 同町174番地の9地先	

(建設局土木管理部道路明示課)